

かば、みかどよからんさまにおこなふべしとの給ひしかば、略中百川いつはりて宣命をつくりて、人々をもよふして、太政官にして宣命をよましむ、皇后及皇太子をはなちおひたてまつるべきよしなり、此事をある人みかどに申に、みかどおほきにおどろき給ひて、百川をめして、后なほこり給はず、略まばし東宮を去りぞけんところ申こひつるに、いかにかゝる事はありけるぞとの給ふに、百川申ていはく、去りぞくとはながく去りぞくる名也、母つみあり子おどれり、誠にはなちおはんたれる事なりと、すこしも私あるけしきなく、ひとへに世のためと思ひたる心かたちにはあらはれて見えしかば、みかどかへりて百川におち給ひて、ともかくもの給はせずして、うちくになげきかなしび給ふ事かぎりなかりき、

〔續日本紀三十八〕延暦四年九月乙卯、中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼、被賊射薨、丙辰、車駕

至自平城、捕獲大伴繼人、同竹良等黨與數十人、推鞠之、並皆承伏、依法推斷、或斬或流、十月庚午、遣

中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、大膳大夫從五位上笠王於山科山陵、○天智治部卿從四位上壹志

濃王、散位從五位下紀朝臣馬守於田原山陵、○光仁中務大輔正五位上當麻王、中衛中將從四位下紀

朝臣古佐美於後佐保山陵、○聖武以告廢皇太子○貞之狀、

〔日本紀略桓武〕延暦四年九月庚申、詔曰、云々、略中是日皇太子自内裏歸於東宮、即日戌時、出置乙訓

寺、是後太子不自飲食、積十餘日、遣宮内卿石川垣守等、駕船移送淡路、比至高瀬橋頭、已絶、載屍至淡

路葬、

〔帝王編年記十二〕延暦十九年七月、遣勅使於淡路國、取早良親王之骨、光仁第三皇子、桓武同母弟也、納大和國八島

寺、添上郡南諡稱崇道天皇、八所御靈之内

○按ズルニ、崇道天皇ノコトハ、追尊天皇ノ條ヲ參看スベシ、

〔水鏡下〕八月○延暦四年にならの京へ行幸侍りき、略中長岡の京には中納言種繼留守にて候し